

国民年金報

2011. 12. 5 December

Vol.631

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894
http://www.nenkin.or.jp/
E-mail: koho08@nenkin.or.jp
振替 東京00190-2-77193
年間購読料 1,890円(税込・送料共)
(昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

Contents

2 年金委員会レポート
千葉県で年金委員研修会
千葉県国民年金委員会の活動報告。

3 市区町村の声
神奈川県横須賀市 吉田雄人市長・国民年金担当
「シティセールス」による市のイメージアップと「市民が主役のまちづくり」に取り組む横須賀市取材した。

4 頑張る！ 年金事務所
山口年金事務所
人間関係を大切に、管轄地域の市ともきわめて良好な関係を築いている山口年金事務所を訪ねた。

7 ねんきん月間
近畿ブロック本部の取組み
「年金なんでも相談会」を大型商業施設で開設し、好評を博した。

Topics

国民年金法改正案が衆院を通過

今国会で成立の見通し

二〇一一年度の基礎年金国庫負担を二分の一に維持するため必要な約二兆五千億円に復興債を充てる国民年金法改正案が、一月一日に開かれた衆院本会議で、与党をはじめとする賛成多数で可決、参院に送付された。今国会で成立する見通し。

一年度の国庫負担の財源は、二月に特別会計の剰余金を活用する法案を決定していたが、東日本大震災を受け、四月に剰余金を一年度第一次補正予算の財源に転用するため、一

一月二日に閣議決定し、同日付で今臨時国会に提出した。内容は以下のとおり。
施行は一部を除き公布日から六月を超えない範囲で、政令で定める日。

①これまで記録訂正された人も、これから記録訂正される人も不整合期間を受給資格期間(カラ期間)へ算入することが可能。

②過去二〇年間にある不整合期間(六〇歳以上の人は五〇歳から六〇歳であった期間)について、保険料の追納ができるようになる(三年間の特限措置)。

不整合期間に基づく年金受給者は、特例追納の納付期限日以降、これから支給する分の年金額を追納状況に応じた年金額まで減額する。ただし、減額の上限は受給額の二〇%(過去分は減額しない)。また、いわゆる「運用三号」通知で裁定を受けた年金受給者

主婦年金追納法案が閣議決定される

政府は、第三号被保険者記録不整合問題に対処するための主婦年金追納法案(国民年金法等の一部を改正する法律案)を一

は、施行日以降の年金額を、訂正後の記録に基づく年金額まで減額する。

④障害年金・遺族年金の受給者は受給権を維持する。

⑤記録の不整合の再発防止策として、第三号被保険者でなくなった旨の情報を、事業主経由で日本年金機構が入手できるようにする。

産休中の保険料免除や標準報酬上限の引上げを議論

厚生労働省の社会保障審議会年金部会(部長 神野直彦・東京大学名誉教授)は一〇月三十一日に行われた第五回会合で、現行制度の年金改革案のうち、産休期間中の保険料免除と標準報酬月額上限の引上げなどについて議論した。

産休中の保険料負担免除についての主な論点は、①次世代育成支援の観点から、産休中の保険料負担免除措置を設けることについてどう考えるか、②年金

財政や保険料負担者への影響をどう考えるか、の二点。現在、免除期間の年金給付の財源は保険料で賄われている。厚労省は、産休期間の免除措置を導入した場合、粗い推計で労使あわせて数百億円が免除されると示し、多くの委員から賛同する意見が挙がった。他方、財政への影響を見極める必要性があるとの、慎重な意見もあった。

標準報酬月額上限引上げについての主な論点は、①標準報酬月額上限を引き上げることにより、負担能力のある被保険者に対して、現在より多くの負担を求めることについてどう考えるか、②標準報酬月額上限を引き上げた際に、給付への反映方法はどのように考えるか、③標準報酬月額上限を引き上げることによる年金財政への影響及び事業主負担への影響をどう考えるか、の三点。改正を推進する意見が出る一方、慎重に検討する必要性も指摘された。

また、最先端の通信研究を行っている「横須賀リサーチパーク(YRP)」は、世界で一番深く潜ることができる調査船しんかい6500を有する「独立行政法人海洋研究開発機構」、世界最大級の津波を再現できる実験施設のある「独立行政法人港湾空港技術研究所」などの研究開発機関が集積しています。さらに、本格的なオペラが楽しめる「横須賀芸術劇場」や海に面した自然豊かな「横須賀美術館」などの文化施設も充実しています。

横須賀市は海と緑に囲まれ、東京湾唯一の自然島・猿島などの豊かな自然に恵まれています。温暖な気候で大根、キャベツ、かぼちゃなどの野菜類、みかん、いちごなどの果物をはじめ様々な農産物が収穫できます。また、ワカメ、海苔などの海産物も豊富で、漁業も盛んです。

幕末には黒船が来航し、ペリーの上陸により開国のきっかけとなった歴史や鎌倉時代の三浦一族の史実に関係する遺産も多く存在しています。平成23年12月NHKで放送されるスペシャルドラマ「坂の上の雲」の主人公秋山真之にもゆかりの深い戦艦「三笠」(実物)も歴史的な遺産として大切に保存されています。

日露戦争で活躍した戦艦「三笠」は、世界三大記念艦の一つです。市内には米海軍横須賀基地を中心として、多くの外国人が居住しており、国際的雰囲気と市民レベルで広がる国際交流が活発に行われています。米海軍横須賀基地のフレンドシップデーには多くの市民が訪れます。最近では、米海軍や自衛隊の艦船等を海から見る「軍港クルーズ」はとても人気があります。

最近では、これらの資産をいかして「集客・観光」に力を入れた施策を積極的に展開しています。



仙台冬の風物詩SENDAI光のページェント。定禅寺通に温かな光が灯ります (写真提供 仙台市観光交流課)

千葉で年金委員研修会を開催

日本年金機構千葉年金事務所と千葉県国民年金委員会は一月二十五日、千葉市生涯学習センターで研修会を行った。

冒頭、挨拶に立った千葉年金事務所の戸村所長は「日頃から年金委員の方々には年金事業にご理解・協力をいただき感謝しています」と年金委員の活動にたいして謝意を述べた後、これから各種年金便の見方や年金ネ



戸村憲二所長



岩瀬侑夫会長

ットの趣旨、活用方法の周知についても年金委員の支援を要請し、今後とも年金委員との連携を進めていくと発言した。続いて二四年度の事業として、地域で年金事業を着実に進めていくために地域型、職域型

の年金委員はじめ社会保険労務士、自治体、民生委員等との連携を強化する一方、地域での年金相談事業、高等学校、大学等での年金教育にも力を入れていくと語った。最後に年金委員活動支援事業として研修の充実と年金委員の委嘱数の拡大をほかにたいと述べ挨拶を締めくくった。

なく三年目に入ろうとしているが、組織的に活動していくにはまだまだ委員の数が不足しており、社労士会や受給者協会等に委員数拡大への協力要請を引き続き行っていく一方、委員の資質向上も図って行きたいとの挨拶があった。

最初の研修は千葉年金事務所の川嶋義雄副所長による「年金制度」について。副所長は年金機構や千葉事務所が作成した資料を駆使して、よくある相談事例や質問事例を紹介し、ときおりユーモアを交えたレクチャーは、年金委員にも好評であった。千葉国民年金委員会の東條理事より今年度一〇月までの委員会活動の報告がなされた後、休憩を挟んで筑波大学大学院ヒ

年金改革の方向と課題

筑波大学大学院教授 江口隆裕氏

わが国の年金制度の体系は、

全国民共通の国民年金と被用者を対象とした厚生年金保険、共済年金がある。国民年金の被保険者は自営業者等の第一号、被用者の第二号、第二号被保険者の被扶養配偶者の第三号に分かれる。第一号は二千万人、第二号は四千万人、第三号は一

千万人である。

年金制度の国際比較をする。民主党の年金改革案の最低保障年金のモデルとなったのがスウェーデンで税方式の保障年金と呼んでいる。フランスとドイツには基礎年金がなく、職域単位となっている。社会保険方式をとっている国で皆年金なのは日本だけだ。

社会保険方式の長所は「保険料の拠出」が要件

社会保険方式の長所と短所について述べる。長所は「保険料拠出」が要件となる点で、支給要件は拠出が二五期間あることとある。三分の二の期間を満たしていることだ。給付要件は拠出に応じた給付が行われ、たとえば国民年金の満額は六・六

した。法律上は国民年金は強制徴収だが、事実上任意加入だとと言える。年金記録問題も社会保険方式の短所と言えるが、記録ミスは常に起こりうる。本来は実施上の問題だが、制度の根本問題となってしまった。国家がすべての国民を完全に管理するのは不可能であり、問題は、

記録回復の手続的権利をどう保障するかだ。公的年金加入者全体で見ると、公的年金加入者全体で見ると、約九五〇の人が保険料を納付している（免除及び納付猶予者を含む）。未納者は約三二万人、未加入者は九万人で公的年金加入対象者の約五〇を占める。二〇一〇年度の年度納付率が初めて六〇を切り、前年度比〇・七ポイント減少して五九・三となった点だ。

これは第一号被保険者の若年層化、市場化テスト事業の実績低迷、東日本大震災による影響などがあげられるが、底流には非正規労働者の増大という構造的要因がある。正規職員・従業員以外の者の割合の推移を見る（以下略、文責・編集部）。

「年金図書」平成23年度改訂のご案内 好評発売中

年金相談AからZ (平成23年度版)

B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)

東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。

年金相談の手引 (平成23年度版)

A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)

国民年金・厚生年金の受給条件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。

国民年金ハンドブック (平成23年度版)

A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)

制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。

年金相談Q&A (平成23年度版)

現場力を高める!!

Vol.1 老齢年金-加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金-年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)

年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。

国民年金法総覧 (平成22年4月版)

B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)

法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。3年ぶりの改訂版。

株式会社 **社会保険研究所**

東京 ☎(03)3252-7901 関西 ☎(06)6765-7836
中部 ☎(052)951-0261 中国 ☎(082)223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>



市区町村の声

自然と歴史と基地のまち 「市民が主役」の自治めざす

横須賀市は人口約四二万人の中核市。海と山との自然に恵まれ、幕末以降の歴史の舞台としても有名だ。また、自衛隊と在日米海軍基地があるまちでもある。二〇〇九年に三三歳の若さで当選し話題の吉田雄人市長は、「シティセールス」による市のイメージアップと、「市民が主役のまちづくり」に取り組んでいる。

米軍基地のまちだけに、横須賀市内を歩くと迷彩服の兵士や英語の看板にしばしば遭遇する。でも、横須賀市民にとってはごく普通の光景なのだという。

そんな横須賀市の魅力はというと、「都心に近いのに自然が豊かなこと」と吉田市長。市内には東京湾の内湾・外湾、そして相模湾という三つの湾があり、内湾は軍港・産業港としての顔、外湾はペリー来航などの



神奈川県横須賀市

吉田 雄人 市長

子どものころからの年金教育が必要

客・観光も市が三本柱として掲げる政策だ。なかでも集客・観光が成功すれば定住促進や企業誘致も成功しやすい。そこで市長は「シティセールス」と銘打って、市のイメージ向上や、横須賀ならではの商品のPRに力を入れている。特に話題なのは「よこすか海軍カレー」。海上自衛隊が艦艇内で毎週金曜日に食べているカレーにちなんだもので、市内には海軍カレーを出す店(事業所)が六五軒もある。さらに、カレーカステラ、カレーたこ焼き、カレーアイスなる商品も。また、米海軍からレシピを受け継いだ「ヨコスカネイビーバーガー」や、「ヨコスカチエリーチーズケーキ」も人気だ。司馬遼太郎の小説・NHKドラマ『坂の上の雲』の舞台でもある横須賀市には、日露戦争で活躍した戦艦「三笠」をそのまま保存した記念艦もある。同記念艦の来場者数は、ドラマと市の宣伝効果で今年一七万人にも達した。また、マイナスに捉えられがちな基地の存在をむしろ資源として積極活用しようとして、「軍港めぐりツアー」も設けた。一方、福祉・医療では「漏れ

や切れ目、不公平感のないサービス提供」を掲げている。問題は財源をどう確保するかだが、だからこそ観光などの経済活性化に力を入れるという考えだ。年金制度について市長は、「本来は子どものころからの年金に関する教育が必要だ」と指摘する。「われわれ若い世代は負担する世代でありながら、年金制度を勉強してこなかった。未納問題の背景もそこにあるのではないかと考えられます。制度を理解した上での国民的議論が求められると思います」(市長)

| 横須賀市 Data Box | |
|--------------------|----------------|
| 【人口】 | (平成23年11月1日現在) |
| 総人口 | 416,087人 |
| 男 | 207,768人 |
| 女 | 208,319人 |
| 世帯数 | 164,774世帯 |
| 【年金被保険者数】 | (平成23年10月末現在) |
| 第1号被保険者 | 62,240人 |
| (内任意加入) | 1,245人 |
| 第3号被保険者 | 34,398人 |
| 【年金受給者数】 | (平成23年3月末現在) |
| 国民年金 | 97,260人 |
| (内厚生年金受給者) | 68,102人含む |
| 厚生年金 | 120,317人 |
| 【年金受給額】 | (平成23年3月末現在) |
| 国民年金 | 62,937百万円 |
| 厚生年金 | 111,863百万円 |
| (資料 横須賀市、横須賀年金事務所) | |

国年担当者から 神奈川県横須賀市 市民部窓口サービス課 国民年金担当

横須賀市市民部窓口サービス課では、七人の職員と、四人の非常勤職員が、国民年金業務を担っている。同市では、米軍人と結婚した無職の日本人女性からの保険料免除申請が多い。米軍人は日米地位協定により外国人登録の必要がないため、日本人配偶者は米軍人の夫に収入があっても無収入と見なされ保険料が免除される。基地のまちならではのピンポイントだ。

このほか、同課が現在課題として受け止めているのが二〇歳前障害の所得情報ハガキについてである。毎年ハガキを市に郵送しないと年金受給が止められてしまうが、障害のある人にとってはこれが大きな負担となっている。「受給者の中には「ハガキは届きましたか?」と、心配で一日に何度も電話してきてお気の毒。働けない障害の人にとっては年金が唯一の生活費なのだから、一〇八条に基づく所得調査で済むようにすべき」と同課主任の北野智子さんは指摘する。他自治体と連携し、国に見直しを働きかけていく考えだ。

障害年金の相談で「予約制」を導入



後列左から高田主任、高橋主任、沼尻さん、小澤主任、武部主任
前列左から成澤さん、八木主査、室井課長、北野主任

毎日いろいろな相談者が来るが「まずは気持ちを受け止めることを大事にしている」とも北野さん。年金事務所や民間委託会社からの連絡を市役所からのものだと思っ問合わせさせてくれる人にも丁寧に対応する。だが、事業の運用を見直しさえすれば改善される部分が多数ある。「国や機構の職員が市の現場が何に困っているかを知り、逆に市職員が国や機構に向いて問題点を共有するなど、お互いに情報交換する機会も必要だ」とも同課職員たちは考えている。



年金事務所

「百万一心」——職員全員の協力が得られれば何事も実現可能

地域住民から信頼される年金事務所でありたいと語る占部所長。静かな温泉地の山口県湯田温泉にある山口年金事務所を訪ねた。

山口年金事務所（山口県）

「公務員の町」山口市にふさわしい雰囲気

三課・一室、四六名のスタッフが働く山口年金事務所の所長は占部寿己所長である。所長室の後ろの壁には「百万一心」と書かれた額が飾ってある。

「百万一心」とは、戦国時代、毛利元就が吉田郡山城の拡張工事のときに、人柱の代わりに埋めさせた石柱に書かれていた文句である。この言葉は、「一日一力一心」と読むこともでき、「口を同じへし、力を同じへし、心を同じへし、何事も成し遂げられる」という意味に理解できる。

占部所長は、鳥取県出身で、平成二〇年九月まで広島県内に勤めていた。平成二〇年一〇月から秋社会保険事務所の所長となり、機構が発足した平成二二年一月から徳山年金事務所、平成二三年四月から山口年金事務所の所長を務めている。



占部寿己所長

鳥取出身の占部所長は、「山陰出身の気質からみると、広島県というのはどちらかというと都会的なクールさを感じます。」

しかし、山口では他県の人でも受け入れやすい雰囲気をつくっているようにみえます。もちろん、同じ山口といっても萩の気質とは異なり、瀬戸内側の気質とも異なりますが、山口市というのは公務員の町で、おとなしい町なのです」と語る。

その「公務員の町」にある年金事務所の所長にふさわしく、温厚で穏やかに語る占部所長は、とにかく人間関係を大切にすることを大事にしてきたという。その温厚な所長の人柄の影響か、事務所に訪問した際に受付で応じていただいた職員は、こちらが恐縮してしまうくらいやさしく丁寧な対応だった。

年金事務所の顔はお客様相談室

山口年金事務所でも、平成一九年からの年金記録問題がほぼ一段落し、本来の基幹業務を重要課題として取り組んでいる。そんななか、サービス改善については、占部所長自身かつ



山口年金事務所

て年金給付課長を務めた経験もあるだけにこう述べる。「年金事務所の顔はお客様相談室です。一日六〇人くらいの来訪者がありますが、お客様を待たせずに対応することが大事です。防府相談センターと棲み分けを行うことで、うまくこなしています」と。

また、当初はお客様相談室のスタッフが比較的经验の少ない人たちが構成されていただけに、職員のスキルという点では相談態勢の弱さを感じられたという。そこで、占部所長はみずから火付け役となり講師を買って出て、全職員を対象に所内研修を行った。そして、そこに民間出身の副所長のパワーポイントを活用したビジュアルなスライドを活用して、研修をより効果的なものにさせたという。

二市との関係はきわめて良好

山口年金事務所の管轄地域は

山口市と防府市の二市だけである。この二市との関係はきわめて良好であるという。したがって、所得情報の提供もスムーズに行われている。市との研修会などを開催する必要もなくなり、良好かつ密接な関係を維持しているという。こうした円滑な関係が維持できるのも、「公務員の町」だからだろうか。

そうした良好な年金事務所と市との関係とは裏腹に、かつては盛んだった地域の年金教育は国の都合で途絶えてしまい、突然の打ち切りで苦情が多かったという。年金教育は試行的に平成二四年度から再開されるというが、いったん途絶えてしまったものをすぐに復活させることができるかどうかは難しいという。

しかし、「百万一心」のおおりに職員みなさんの協力が得られれば実現できないことはないはず。地域の人たちから信頼される事務所になりたいです」と抱負を述べる。

副所長は一人態勢

山口年金事務所は副所長二人態勢である。中原副所長と杉田多生副所長の二人は、主に中原副所長が対外折衝を中心とする業務を担当し、杉田副所長が事務所内の取りまとめの業務をこなしている。

中原副所長は、機構が発足した平成二二年一月から山口年金事務所の副所長を務めている。ブロック本部との調整をはじめ、関係団体との調整役を果たすほか、県内六事務所の「代表事務所」の副所長として、他の事務所との調整役も果たしている。

機構発足後の副所長の業務はこの事務所でも大変なものとなっているようで、この山口年金事務所でも事情は変わらない。一月の「ねんきん月間」では、「社会保険委員会セミナー」を二日間開催したほか、出張相談会を五日間行った。年金教育が再開されることについて、中原副所長はこう語る。「地域啓発事業だからといって、地方厚生局がオブザーバーになって事務所まかせにするのはおかしな気がします。年金局が主体的に動くべきではないでしょうか。」

杉田副所長は、東京の電子部品メーカーの生産部門と管理部門の責任者を経験した異色の経歴をもつ。業績不振のなか執行役員の間で従業員のリストラを含む会社再建計画を執行し、最終的にはみずからをりもリストアップの対象とした。

雇用調整助成金の調査中に見つけた厚生労働省のサイトから機構職員に応募したという。「社会保険料も、マスコミで言われているほど悪くないのではないかと。社会保険料も年金制度も、それなりの時代背景を背負ってきたはずだ」という動機からである。特定社会保険労務士の資格をもつ杉田副所長は、マスコミの風評には惑わされなかったようだ。

「入社して気づいたことは、職員はみな真面目なことでした。民間企業出身者として思うのは、年金機構の職員としての評価を認めてもらいたいことなんです。そのため、パワーポイントで事務所内各課の業務紹介を作成し、研修などで活用している。

経歴の異なる二人の副所長であるが、期せずして二人が語った抱負とは、「機構の職員になってよかったと言えような職員になってほしい」（中原副所長）、「職員には、機構に勤めていてよかったと自信をもって言えるようになってほしい」（杉田副所長）とのことだった。

各課の課長・相談室長に聞く

厚生年金適用調査課の井川正課長は七名の課員を率いる。他の年金事務所と同様、厚生年金適用調査課は庶務的業務も兼務している。それだけに課長をはじめ課員の業務負担は大きい。井川課長は、「当面の適用業務としては、記録問題で中断されていた事業所調査と適用促進業務に再度力を入れることですね。そして、被保険者からいい年金事務所があるよといわれるような事務所にしていきたいです」と語る。

厚生年金徴収課の佐野史課長は、杉田副所長と同じく民間出身である。五名の課員を率いる佐野課長は、都内の大手証券会社に二〇年以上勤務し、リーマンショック後早期退職し、銀行勤務を経て機構職員に応募した。「証券会社といえば、どちらかというと富裕な階層の人々を顧客としますが、機構に応募したのは、世のため人のため、国民のために働こうと決意したからです」という。入社して感じたことは、「課員がみな徴収業務のアドバイスをしてくれて、風通しがよい雰囲気でした。そして、職員はみな真面目で素直

で任務遂行意欲がきわめて大きいことに驚きました」と率直に述べる。

佐野課長は、徴収課長として「収納率の改善と公平性求め、事業主に対して社会保険料の納付意識を高めるべきで、そのためには、約束を破った場合には破ったりの厳しい対応をすべきではないか」と意識の啓発を訴える。

国民年金課の倉本直美課長は七名の課員を率いる女性課長である。平成一九年九月から国民年金課長を務めているベテラン課長だ。「市場化アストが導入されてからは国民年金推進員が廃止されてしまいました。しかし、国民年金の適用業務にとって一番大切なのは戸別訪問だと思います」と語る。ベテラン課長としては、「行動計画の達成が一番ですが、課員の健康管理と体調管理に気を付けていきたいと考えています」と述べる。

年金事務所の顔となるお客様相談室を管理するのは、齋藤憲嗣室長である。

最近では来訪者に極端な集中もなく、待ち時間は少ない。待ち時間の解消のための工夫として、「お客様の人数により、バックヤードの職員が応援する形で解消を図っています。また、お昼休みを三〇分ずつずらすとともに、応援する順番をあらかじめ決めるなど速やかに対応できる態勢をとっています」という。最後に、齋藤室長はこう述べる。「いまでいいことにパソコンと取り組み、お客様が笑顔でお帰りがたうことができていくことを目指しています」。

「わたしと年金」エッセイの表彰式が行われました

「わたしと年金」エッセイの最優秀賞の表彰式が、一月二日に弘前年金事務所において丹羽正人所長、木村匡副所長の立ち会いで行われた。

表彰式は、今年度の最優秀賞を受賞された大鰐町の飛嶋愛子さんに日本年金機構サービスマン推進部の渡辺裕之部長から表彰状と副賞が贈呈された。

日本年金機構は、広く国民から公的年金制度との関わりについて、一月の「ねんきん月間」にあわせ、テーマを「応募者ご自身やご家族などの身近な方と公的年金制度との関わりについて」としてエッセイを募集し、多くの応募作品の中から最優秀賞、優秀賞などを選定した。

表彰式のと、渡辺部長は「このたびの応募作品は素晴らしいものが多く、特に飛嶋さんのエッセイは心温まるもので、この企画を実施してよかった。また、心こもったエッセイは日本年金機構の職員の励みにもなりました」など審査の模様などについて話があった。

飛嶋さんは「遺族年金がもらえた感謝の気持ちをどうやって伝えようかとこれまで考えていましたが、大鰐町の広報誌のエッセイ募集記事を見て応募しました。誰かにお礼を伝えたいだけなのに、このたびの受賞には大変恐縮しています」とお礼を述べ、また、年金制度について飛嶋さんは「保険料を納めていない生活保護の方が、保険料を納め年金をもらっている方より金額が高く不公平を感じる。生活保護と年金を一緒に考えてもらい不公平にならないようにしてほしい。また、年金について周りの人と話しをすると「本当にもらえるのかな」という声が多くあり、年金に対する不安があります。広報なども考えてもらいたい」と、口頭、感じておられることを話された。

最後に日本年金機構の担当者から、入選されたエッセイは、優秀作品集としてまとめ年金事務所の窓口へ置き、多くの方にご覧いただくこととしていると伝えられた。

なお、本誌には、一月号に掲載した最優秀賞の飛嶋さんの作品に続き、優秀賞の竹本さんの受賞作品をご紹介します。



最優秀賞を受賞された飛嶋さん(中央)。右は渡辺部長、左は丹羽所長



優秀賞

静岡県 竹本さん(四〇代 男性)

年金なんか払わなくても、将来、誰かがどこかに蓄えてくれたお金で、悠々と暮らせるつもりでいた。もちろん、そのしくみがどのようになっていたのかなんて、ちっともわかっていなかった。だから、そんな風に気楽に考えることが出来ていた。

だが、今となっては、もしも年金を払っていなかったとしたら、一体今の自分はどうなっていたら、一体今の自分、背筋が寒くなる。就職をして厚生年金に加入したその三カ月後、通勤途中で交通事故に遭い、下半身の運動機能を失う障害を負う羽目に陥ってしまったからだ。

事故直後は意識を失っていた。嘘のような話だが、意識を失っている間に、ごうごうと流れる灰色の大きな川も見えた。川の向こうで手招きしている少女のもとに行こうとする僕を、遠くから届く母の声と呼びとめたのだ。寝たきり生活から車椅子に乗り移っても、衰えた筋力では何一つ自立が出来なかつた。

食事も排泄も看護師の手を借りなければこなすことが出来ず、苛立ちと焦燥感に何度も押し潰されそうになった。結局、治療とリハビリを繰り返す入院生活は、一年にも及んだ。そして、病院という小社会を離れた僕を待っていたのは、障害者の居場所を持たない現実社会だった。

タクシーには乗車拒否された。路線バスにはリフトが整備されていない。電車のホームに行くためには何人かの駅員に担いでもらわなければならない。今でこそ、多くの駅にエレベーターが整備され、バスやタクシーの対応も柔和になってきたが、今から二〇

年も前の日本では、障害者の居場所が社会の中になかった。

就職も同様だった。車椅子を常時使用している障害者がありつける仕事などなかなか見つかるものではなかった。では、何が収入のない僕の暮らしを支えていたのかというと、障害年金だった。生命保険の保険金も入ったが、車椅子で暮らすために自宅を改装してしまつたら、あつという間になくなつてしまつた。

偶数月に二〇万円を超えるほどの年金が僕の口座に振り込まれた。はじめはなんでそんな大金が口座に入ってくるのか理解できないでいた。就職するまで国民年金もろくに納めていなかった。僕は、就職を機に厚生年金に加入した。もちろんそれは僕の意思などではなく、僕を雇い入れた会社の義務だったにすぎない。でも交通事故に遭遇するまでのたつた三カ月間加入していただけなのに、加入していたというだけで十分すぎる年金をもらうことが出来たのだ。だからこそ、僕は身震いを覚えるのだ。もしも、就職もしないまま交通事故に遭遇していたら、僕は身体に重大な障害を残しつつも、何の生活の保障もないまま、不整備な社会に放り出されることになったかもしれないから。

その何年か後には無事に就職もできた。でも、それと入れ替わるように自営業を営んでいた両親が、店をたたんだ。姉と妹はもう嫁いでいたので、六〇歳になろうとしている両親を、僕の少ない給料と障害年金で養っていかなければならないから。

両親の営んでいた飲食店も、景気のいい時もあれば、悪い時もあつた。だ

から、国民年金を十分に納められていたわけではない。年金に関する十分な知識もなく、未納を嵩ませるだけで、免除制度を利用するすべも持たなかった。だから、いざ六〇歳になったとしても、両親がそれぞれにもらえる年金は、高が知れていた。

年金のありがたさを知っている僕は、早速両親に付加保険料を納付することを勧めた。パートなどに出掛け、わずかも収入を得られるようになったら、多少無理をしても付加保険料を払って、六五歳になった時に少しでも多くの年金が貰えるようにすべきだという僕の言葉に、親は二つ返事で従つてくれた。両親も僕の交通事故と社会復帰を体験して、障害年金のありがたさを実感していたからに他ならない。

不景気を理由に年金を支払わない若い世代が多いと聞いたが、不景気は年金は支払わない理由にならない、僕は思う。交通事故に遭遇するまで、僕は自身も今の若い連中と同じような考えを持っていたけれど、今は一八〇度転換した考えを持っている。

年金は自分の未来を支えるものではない。現役世代が自分たちをばぐくんでくれた先輩たちの老後を支え、自分が現役を退いたときは、残された若い世代に支えてもらうものなのだ。僕自身もみなさんの保険料で救われた。

相互扶助の精神を、中学校や小学校のカリキュラムに折り込むくらい、若い世代に年金の大切さを知ってもらいたいと思う。それは障害年金がなければ今頃家族は引き離され、水準以下の乏しい生活を強いられるかもしれない僕だからこそ、言えることだと思

う。明日は、誰が自分の身体の自由を奪われるかわからない。でも、そんなときに、少しでも悲しい思いをする人がいなくなるよう、年金制度の周知に努めていきたい。今の僕は、それが自身の使命であるとも自覚している。

編集部寄せられた『年金に思う』

年金広報編集部には、読者のみなさまからメールを通してさまざまな「声」が寄せられています。今号では、寄せられたご意見の一部をご紹介します。

編集部では今後もみなさまのご意見を募集しております。『年金に思う』への投稿は400字以内でkoho08@nenkin.or.jpまで、お寄せください。

先月号のエッセイを拝読して

一月月号掲載のエッセイ「わたしと年金」の受賞作品を拝読しました。

遺族年金が「お父さんの給料」という言葉がありました。「お父さんありがとう」ともありました。大変なご苦労をされ、お子様を育てられたのだと思います。とても印象的で感動の一作でした。

遺族年金や障害年金を受け取っておられて、年金が支えられている方もたくさんいらっしゃるのでしょうか。老齢年金のことを多く取り上げるマス・メディアの方々も「年金崩壊」、「年金破綻」など我々の不安を煽るような年金制度の取り上げ方を改めた方

が良いのではないのでしょうか。

エッセイにもありました。が、助け合いの気持ちで、若い人達も希望をもって保険料を納めることが年金制度だと思えます。改革も必要でしょうが、もっと今の年金制度を理解してもらう努力も必要です。皆でコツコツと地道に努力を重ねていくのが年金だと思います。

年金の有難さが分かるまでには長い時間も必要かも知れませんが、エッセイの筆者のように、将来、年金をもらえて感謝の気持ちを持てるようになりたいと思いつつ投稿しました。(年金広報読者)

年金通帳、議論自体必要でしたか

先日、厚生労働省から紙の年金通帳を断念したと報道されました。

年金不信から、納付記録を確認できるように「年金通帳」が考えられ、政権公約ともなっていたようですが、銀行ATMで記帳を考えているなど、誰が考えてもコストパフォーマンスを無視した公約であったと思います。

加入記録や実績は確定した記録ですが、将来法改正などによってどう変わるかわからない見込み額のために通帳形

式にするなど、全く意味がわかりません。定着しつつある「ねんきん定期便」をより見やすいように、リニューアルすればいいだけです。

私は、年一回の「ねんきん定期便」をより簡素化して、ほかき方式にする案で充分だと考えます。

はがきが届いたら、内容に間違いがないかチェックして、保存すればいいのですから。

(東京都 会社員)

地域型年金委員は活動しています

先ごろ、地域型年金委員の活動に付いてのご質問を拝読しましたので、私なりの考え方を述べてさせていただきます。

『地域型年金委員』も厚生労働大臣からの委嘱を受けて、その県の地域型年金委員会に所属しながら委員会の事業計画に基づいた事業を実施したり又、国や地方自治体からの指針に沿って示された事業を直接、委員個人として行うなど積極的に活動致しております。

然し、委員会組織が未だ発足していない県などにあっては、委員個人での活動としてはどうしても限界があるため、目立った活動内容が充分周知されなかったり、ご指摘のとおり地域の皆さまのお目に止まる機会が少ないのかも知れません。又、反面、ご案内のように現在では、各都道府県に設置されている『職域型年金委員会』に所属する職域型年金委員の皆さまが、その委員会やご自分が勤務する職

場を通して年金情報を提供しているため、サラリーマンの方々には、比較的年金情報が得られ易くなっているものと思えます。そう云った意味では地域型年金委員の皆様には一日も早く『地域型年金委員会』を設立させ組織として活動して行けば、地元の年金事務所を通じ、身近にご自身の町内会や学校又は、関係団体の場を利用した活動が極めてやり易くなります。

各委員会での定期的な会議決定事項を踏まえ年金説明会・相談会・各種パンフレットや資料の配布等幅広い運動への展開が期待されます。そのため体制作りが是非とも必要ではないかと思われま

ともあれ、地域型年金委員の方々は人知れぬ苦労を背負いながら孤軍奮闘、頑張っておられますので、何卒ご支援を賜わりたく、宜しくお願い申し上げます。

(神奈川県 年金委員)

投稿をお待ちしています!

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

老後までトク

- ◎掛金は全額所得控除。
 - ◎掛金は自由に設定。
- ※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からトク

- ◎基本は終身年金。だから、一生お受取り。
 - ◎万が一の時にはご家族に一時金も。
- ※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は
フリーダイヤル 0120-65-4192
※地域によっては携帯電話からはつながりません。

国民年金基金

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。
くわしくはホームページをご覧ください。
www.npfa.or.jp

ねんきん月間 近畿ブロック本部の取組み報告

「一月に行われた「ねんきん月間」では全国のブロック本部と年金事務所様々な取組みが実施された。一月一日から五日に行われた近畿ブロック本部の「年金なんでも相談会」の様相を、相談給付支援グループの丸田さんに伺った。

ねんきん月間においては全国一歩を先取りしたところだが、近畿ブロック本部では今年四月、大阪みなみにオープンした大型商業施設で「年金なんでも相談会」を開催した。会場は同施設の中央部に位置しているため、開催



大型商業施設に設置した年金相談会の告知パネル

「年金なんでも相談会」を開催した。会場は同施設の中央部に位置しているため、開催

商業施設で「年金なんでも相談会」を開催した。会場は同施設の中央部に位置しているため、開催

時間中途切れなく買い物客が行き交い、周知広報の会場として適当な場所だった。

会場には年金制度、保険料免除、ねんきんネットに関するパネルを設置し年金に対する理解を深めていただくとともに、個人的な年金相談については個別相談ブースにおいて受付けた。一時の開設時から設置した四ブースが常に埋まる状態で年金



相談ブースは常に満員御礼



トラと遊ぶ子供たち

に対する関心が高いことが伺うことができた。今回の「年金なんでも相談会」では六四名の相談を受けたところ、年金見込み額に関する相談が多かった。

また、「ねんきんネット」をシステム」を活用した体験コーナーを設け「ねんきんネット」の周知を図るとともに、「ねんきんネット」への登録の仕方を簡単に図式化したチラシを作成し、若者を中心に「100部を配って利用促進を呼びかけた。「家でやってみるわ」との声も聞かれ、前向きな反応も多かった。

国年保被険者への実態調査を実施

厚生労働省年金局は「平成二三年国民年金被保険者実態調査」を実施している。同調査は、国民年金第一号被保険者について、保険料の納付状況とその実態を明らかにし、被保険者の国民年金制度に対する意識、周知度や保険料の納め方、就業状況、収入など、今後の年金制度の検討や国民年金の事業運営に必要な基礎資料を得ることを目的に、三年ごとに実施している。

調査対象は、平成二三年三月末現在で二〇〜五九歳の全国の第一号被保険者約二千万人から無作為に抽出した約六万人に郵送調査を実施している。ただし、①任意加入被保険者、②外国人、③法定免除者、④転出による住所不明者は除かれている。調査事項は、就業および就学状況、世帯状況（消費支出額、生命保険支出額等）、国民年金に関する納付状況、国民年金に関する意識、本人および世帯の所得状況。調査方法は、調査客（郵送調査は第一号被保険者、所得等調査は市区町村）に調査票を郵送で送付し、郵送で回収する。

年金記録問題の取組状況を公表

日本年金機構は年金記録問題についてこれまでの取組状況を一月二五日、公表した。

ねんきん特別便で年金記録が回復された人（平成二三年九月）は延べ九〇二万人（受給者二五五万人、加入者六六七万人）。記録が見つかり年金額が増えた人（平成二〇年五月〜二三年一月一週）は少なくとも延べ一四五万人（生涯額一・五兆円）。約五千万件の未統合記録のうち基礎年金番号に統合済みの記録（平成二三年一月二一日）は一、六一〇万件で、最近一カ月で記録が回復した件数は約五万件だった（詳細は下表参照）。

また、紙台帳とコンピュータ記録との突合せでは、平成二三年九月現在で約三、〇九六万の国民年金特種台帳とコンピュータ記録との突合せを行い、一致しない記録は約三〇万件。そのうち本人に知らせが可能なものは約一六・八万件だった。これによる年金受給者の年金額の増額状況（年額）は平均で約一・四万円、最高額は約三八・三万円、最低額は五四八円だった。

年金記録問題への取組状況について（平成23年11月25日現在、速報値）

| 項目 | 細項目 | 直近数値 | 集計時点 | 前回比・前回数値 | 前回集計時点 |
|---------------------------|--|--|--------------------|--|--------------|
| ねんきん特別便・定期便 | 年金事務所分 | 5.1万件 | 23年9月末 | 6.4万件 | 23年8月末 |
| | 機構本部分 | 8.9万件 | | 8.1万件 | |
| (注)「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数 | ねんきん定期便 | 22年3月までの受付 | 0.9万件 | 1.5万件 | 23年8月末 |
| | | 機構本部分 | 1.0万件 | 1.1万件 | |
| | 22年4月以降の受付 | 年金事務所分 | 2.0万件 | 2.4万件 | 23年8月末 |
| | | 機構本部分 | 7.0万件 | 6.2万件 | |
| 5000万の未統合記録 | 18年6月以降の統合数(全体) | 1,609.9万件 | | +1.3万件 | |
| | 厚年/国年 | 1,296.6万件/313.3万件 | 23年11月11日(累計) | +1.1万件/+0.2万件 | 23年11月4日(累計) |
| | 男/女 | 734.5万件/874.6万件 | | +0.6万件/+0.7万件 | |
| 再裁定申出の機構本部への進達 | 平均処理期間 | 0.4か月 | 23年11月11日 | +0.1か月 | 23年11月4日 |
| | 進達に至っていない申出件数 | 0.4万件 | | +0.1万件 | |
| 再裁定 | 平均処理期間 | 2.2か月 | 23年10月末(11月15日支払分) | ±0.0か月 | 23年9月末 |
| | 未処理件数 | 2.9万件 | | +1.1万件 | |
| 時効特例給付 | 平均処理期間 | 2.5か月 | 23年9月末(10月14日支払分) | ±0.0か月 | 23年8月末 |
| | 未処理件数 | 1.5万件 | | -0.1万件 | |
| 記録訂正による年金額(年額)の増額(※2)(※3) | 件数 | 3.6千件 | 23年11月第1週分 | 4.4千件 | 23年10月第4週分 |
| | 年金増額の総額(概算値) | 1.0億円 | | 1.2億円 | |
| コールセンター | 応答率 | 92.2%(73.5%) | 23年11月第2週分 | 89.7%(57.0%) | 23年11月第1週分 |
| | 応答呼数/総呼数 | 2.1万件/2.3万件(13.7万件/18.7万件) | | 2.0万件/2.2万件(15.7万件/27.4万件) | |
| 年金事務所の窓口相談 | 相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所) | 11月7日(月):0(2) 8日(火):0(1) 9日(水):0(2) 10日(木):0(0) 11日(金):0(1) 12日(土):0(2) | 23年11月第2週分 | 10月31日(月):0(4) 11月1日(火):0(2) 2日(水):0(1) 11日(金):0(1) 4日(金):0(6) | 23年11月第1週分 |
| | 内は、一般の年金相談窓口の数 | | | | |
| 年金事務所段階における記録回復件数 | 国民年金分 | 1,653件 | 23年9月末 | 1,629件 | 23年8月末 |
| | 厚生年金保険分 | 3,942件 | | 3,814件 | |

(※1) 速報値のため、今後修正が有り得る。
(※2) 年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示した年金見込額の試算結果(再裁定申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.1万円、65歳の平均余命(平成22年簡易生命表)は男:18.86年、女:23.89年。
(※3) 平成20年5月以降の累計は、件数:145万件、年金増額の総額(概算値):733億円

いつ起きるかわからない、いつ起きてもおかしくない。

「その時」に備えて—— 地域住民のための防災対策パンフレット&リーフレット



地震に備える ●平成23年5月発行

地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。

A4判/24頁カラー 定価:189円(本体180円+税)
監修:鈴木 俊男(昭和女子大学講師・一級建築士)
高橋 洋(NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事)

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット

災害のとき! あなたの助けが必要な人がいます。

災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。

グラツときたとき! あなたの家の家具は倒れませんか?

大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める工夫などを解説。

イザというとき! 覚えておきたい 応急手当と救命手当

けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー
定価:42円(本体40円+税)
監修:高橋 洋(NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事)

*名称刷込み(スミ1色)をご希望の場合は、21,000円(税込)で申し受けます。
ご注文・お問い合わせは—— 年友企画(株)
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-5-3 児谷ビル
TEL (03)3256-1711 FAX (03)3256-8928
http://www.nen-yu.co.jp



障害基礎年金を受給できないいわゆる無年金障害者と呼ばれる人を対象に、特別障害給付金を支給する制度があります。ただし、この特別障害給付金は、障害基礎年金や障害厚生年金などの公的年金の障害給付を受給できる人は支給対象とはなりません。

特別障害給付金の支給対象者

特別障害給付金の支給対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。
 ・平成三年三月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた学生。

この国民年金の任意加入の対象となっていた学生とは、大学(大学院)、短大、高等学校および高等専門学校または専修学校・一部の各種学校(昭和六一年四月から平成三年三月までの期間に限られる)のうち、層間部に在学していた学生です。

昭和六一年三月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた人(厚生年金保険や共済組合などの加入者の被扶養配偶者)で、国民年金に任意加入していなかった期間中に初診日(初めて医師の診察を受けた日)があり、現時点で二級または三級の障害等級に該当する六五歳到達前の人に限られます。

この任意加入の対象となつて

特別障害給付金制度について

いた人とは、厚生年金保険や共済組合などの加入者の被扶養配偶者のほか、以下の人をいいます。

・厚生年金保険や共済組合などから老齢給付を受けているか受給資格期間を満たしている人の配偶者

・厚生年金保険や共済組合などから障害年金を受けている人の配偶者

場合と二級に該当する場合は異なります。
 まず、障害等級の一級に該当する場合には月額五万円が支給され、また、障害等級の二級に該当する場合には月額四万円が支給されます。

これらの支給額は法律で定められた支給額で、実際には、平成二六年の物価指数を基準にして毎年度物価の変動に応じて改定されます。平成三年度の時点では、一級の障害基礎年金の障害の程度に該当する場合は月額四九六五〇円、二級の障害基礎年金の障害の程度に該当する場合は月額三九、七二〇円となっています。

特別障害給付金の支給額は、障害基礎年金の障害等級に基づいて、障害等級の一級に該当する

特別障害給付金の支給の制限

特別障害給付金では、支給の制限が行われる場合があります。

一、本人の所得が一定額以上であるときは、支給額の全部または半分の額が支給停止されます。この扱いは、二〇歳前障害による障害基礎年金の所得制限と同じです。

二、老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給している場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。一方、この老齢年金等の額が、特別障害給付金の支給額を上回る場合には、特別障害給付金は支給されません。

三、経過的福祉手当を受給している場合には、特別障害給付金が支給されると経過的福祉手当は支給停止となります。

特別障害給付金の請求の窓口は、住所地の市区役所・町村役場となっています。

日本年金機構では、必要な書類などがすべてそろわなくても請求書の受付を行うので、まずは請求を行うことを勧めます。請求に必要な書類のうち所定の様式となっているものは、市区役所・町村役場、年金事務所にあります。

この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからPDF、テキストデータとしてダウンロードできますので、ご自由にお使いください。

請求手続の注意事項

特別障害給付金は、原則として、六五歳に達する日の前日までに請求しなければなりません。

視点 column

コラム 観点

北海道の稚内から車で一時間ほどの小さな町に住む、公務員のAさんのケースです。三年ほど前のこと。勤務先に、名指しで東京の不動産会社から一本の電話がありました。「都内のワンルームマンションを購入して家賃収入を得ると、節税にもなるし老後の頼れる年金になる」という内容でした。

Aさんは、「自分が退職するころには年金だけでは生活できない」と、漠然とした老後不安を抱いていました。さらに、給与削減が続いたこと

年金不安の果てに

から目減り分を何とかしたいという気持ちもあったのです。

後日、送られてきた資料によると、山手線の駅から徒歩五分のマンションで価格は二、一〇〇万円、家賃収入は月八万五千円。空室が発生してもオーナーには家賃が入ってくるという家賃保証システムが付いていました。

数日後には、「他のお客様の見学申込が入ってきているので、できるだけ早く来てください」と航空券が送られてきました。早速、休みを取って上京したら、不動産会社の担当者が空港まで迎えに来ていて、そのまま件のワンルームマンションに連れて行かれたのです。

「これは減多に出ない希少物件です」と決断を急かしてきましたが、多額の借金をすることに不安を訴えると、「団信保険(団体信用生命保険)があるから万一の際には家族に財産を残せます」と説得されてしまいました。さらに、「今日、決めていただく百円のキャッシュバックをします。これでどうとう、金融機関から諸費用分も含めて四、三六〇万円のローンを組み、同じタイプを二部屋購入する契約をしてみました。」

老後の年金や節税という目的で購入したとはいえ、実際には、還付された一五万円ほどの税金はそのまま固定資産税の支払いに回るので、何のフ

ラスにもなりませんでした。それどころか、この一年は、家賃の引下げやローン金利の見直しによる返済額アップ、修繕積立金の引き上げなどの悪条件が重なり、どうとう、マイナスは七〇万円を超えてしまったのです。これを給料やボーナスで補っていくのですから大変なことでした。

このように赤字物件を手にしてしまうと、手放すことが大変困難になります。地域の事情も分からないことに加え、込まれ、相場以上の高値で買わされることもあります。また、業者のいう「家賃保証」は永遠ではなく、二年程度で見直していくのが一般的です。多額の借金をしてのワンルームマンション投資は、年金不安の解消にはなりません。ファイナンシャルプランナー 須藤臣

日本国民年金協会の図書

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。A5判 112ページ 定価：525円(消費税込・送料別途)

22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。A5判 128ページ 定価：525円(消費税込・送料別途)

22年11月刊行

ご注文はファクシミリで ※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会